

先端設備等導入計画認定申請 チェックリスト

事業者		電話番号	
住所(返送先)	〒	担当者	

認定経営革新等支援機関の名称等	名称:	担当者:	電話番号:
-----------------	-----	------	-------

			チェック欄	
◇提出書類◇ ※様式は中小企業庁ホームページからダウンロードしてください。			申請者	市
認定申請書・(別紙)先端設備導入計画 (「備考」及び「記載要領」は削除可) ※変更申請の場合は、認定を受けた「先端設備導入計画」を修正する形で作成し、変更・追加部分に下線を引いてください。			☐	☐
認定経営革新等支援機関による事前確認書【原本】			☐	☐
先端設備等導入計画認定申請 チェックリスト(本用紙)			☐	☐
認定書類を郵送で受け取る場合	返信用封筒(A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手(申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額)を貼付してください。)		☐	☐
変更申請の場合	旧 先端設備等導入計画 一式の写し(認定後返送されたものの写し) ※変更前の計画であることを、計画書内に手書き等で記載ください。		☐	☐
固定資産税の特例を受ける場合	認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書【原本】		☐	☐
	リース契約の場合	リース契約見積書(写し) 及び (公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書(写し)	☐	☐
	固定資産税の軽減を受ける場合	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面【原本】	☐	☐
提出書類の写しは手元に残してあるか ※固定資産税の特例を受ける際に写しの提出が必要です。			☐	☐
◇申請書及び先端設備導入計画の記載事項◇ ※番号は計画の項目番号に対応				
申請書	「名称及び代表者の氏名」の記載はあるか(押印不要) (共同申請の場合)代表事業者と参加事業者の記載はあるか(押印不要)		☐	☐
申請書	宛名は先端設備等の所在地の市町村(羽島市長)となっているか		☐	☐
1	「主たる業種」における「資本金又は出資の額」もしくは「従業員数」が「中小企業者」に該当するか ※対象となる「中小企業者」は、中小企業等経営強化法第2条第1項の定義であり、法人形態は個人事業主、会社、企業組合、協業組合、事業協同組合などです。		☐	☐
2	計画期間は、計画開始の月から起算して、3年、4年又は5年となっているか 例:令和5年6月～令和10年5月		☐	☐
3	「②自社の経営状況」に、売上高等の財務指標や顧客の数、主力取引企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載してあるか。また、「自社の経営状況」に、改善すべき項目等が記載されているか		☐	☐
4-(1)	「①具体的な取組内容」に、導入する先端設備等や取組内容の概要について具体的に記載されているか 「②将来の展望」は、①の取組を通じた将来の経営状況の展望(事業の効果)について具体的に記載されているか		☐	☐
4-(2)	労働生産性向上の目標金額が適切に算出され、労働生産性の伸び率が年平均3%以上であるか		☐	☐
4-(3)	「導入時期」について、設備等は既に取得していないか。「所在地」が市内事業所になっているか。 「設備等の種類」について、減価償却資産の種類を記載しているか。また、生産、販売等の用に直接供されるものか。 ※太陽光パネルの場合は、申請者の事業所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接商品もしくは販売または役務の提供の用に供する目的で、自ら電力を消費するために導入するものか。(全量売電の場合は、認定できない。)		☐	☐
5	同一の「使途・用途」であっても、「資金調達方法」が異なる場合は、分けて記載しているか		☐	☐
6	従業員代表者の署名又は記名・押印があるか(記名のみは不可) 従業員全体に対する給与等の総額(雇用者給与等支給額)が前事業年度比で1.5%以上、又は3%以上増加する方針を表明しているか		☐	☐
◇固定資産税の特例を適用する場合の確認事項◇				
「中小事業者等」の要件(①資本金額1億円以下の法人②資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人)のいずれかに該当するか(大企業の子会社除く)			☐	☐
「設備の種類」別に定められた「最低価額」(機械装置160万円、工具及び器具備品30万円、建物付属設備60万円)を上回るか 中古品は含まれていないか			☐	☐
リース契約の場合は、ファイナンスリースに該当するか(オペレーティングリースは対象外) リース資産の取得価格は「消費税抜」となっているか(事業者の経理方式にあわせません)			☐	☐
計画認定後、固定資産税の申告時に認定書、計画書及び投資計画に関する確認書の写し(リースの場合は加えてリース契約見積書及び軽減額計算書の写し)を税務課に提出する必要があることを理解しているか。			☐	☐
◇その他◇				
認定を受けた計画を変更しようとするとき(設備の追加取得など)は、変更認定を受ける必要があることを理解しているか ※法人の代表者の交代、設備の取得金額・資金調達額の若干の変更等軽微な変更は、変更申請不要です。			☐	☐
先端設備等導入計画の認定後、必要に応じて市が実施する調査にご協力いただけるか			☐	☐
計画の申請に併せて申請を予定している補助金等があれば「補助金名(申請先)」を記載			例:〇〇補助金(△△局)	

備考	
----	--